

文書と日記とのあいだ

— 『仰書』所収後土御門天皇女房奉書と『晴富宿禰記』 —

末柄 豊

一 壬生本『仰書』

宮内庁書陵部に収蔵されている壬生本（壬生家旧蔵本）のなかに『仰書』と題される卷子二軸（函号F九一九二）が存在する。⁽¹⁾ 仰書とは、天皇の意を奉じた女房奉書の端裏に、多くの場合「仰」の文字を冠して発給の年月日を示す銘が加えられていることから、女房奉書の異名として用いられたものである。はたして同書には、官務壬生家に伝存した女房奉書六通および仮名消息二通が収められている。その女房奉書とは、たとえばつぎのようなものである。

^(端裏銘)
「仰 元龜三
十二九」

これはるのしゆくねあとの事、これ右のほり候か、のほり候ましきか、そのやうきはめられ候あいたは、まつあさかにあつけられ候、なにときもしんたい候は、うけ文のことくかへしつけ候へのよし、おほせきかせられ候へく候よし、心えて申とて候、かしく、

^(切封ウハ書)
「山しなの大納言とのへ」

この『仰書』二の最後に収められている元龜三年（一五七二）十二月九日正親町天皇女房奉書は、散らし書きではなく、一行毎に行頭を一字分ずつ上げ下げするかたちで書かれたものである。仮名のままでは理解しにくいので、漢字仮名交じりに書き改めてみよう。

^(大宮) 伊治宿禰跡目の事、^(大宮) 惟右上り候か、上り候ましきか、その様究められ候間は、先づ^(壬生)朝芳に預けられ候、何時も進退候はば、請文の如く返し付け候への由、仰せ聞かせられ候べく候由、心得て申とて候、かしく、

^(言繼)
山科大納言殿へ

官務小槻氏は、平安時代末期以降、隆職流と広房流との二家に分かれ、室町時代にはそれぞれ居所にもとづいて壬生家と大宮家と称された。応仁・文明の乱以後、官務職・氏長者をめぐる両家の対立は次第に深刻の度を増したが、ようやく大永七年（一五二七）に壬生于恒と大宮伊治との間で和睦が成立し、契状が作成されている。その内容は、原則として三年を任期に、両家が交替で官務職に任ずるといったものであった。⁽²⁾

ところが、経済的な困窮から大内氏を頼り周防山口に下っていた大宮伊治は、天文二十年（一五五二）八月二十八日、大内義隆が家臣陶晴賢等に叛かれた際、混乱のなか、後嗣がないままに殺害されてしまった。⁽³⁾その後、公家社会における実力者であった柳原資定が大宮家の再興をはかり、永禄八年（一五六五）には伊治の猶子として惟右が叙爵している。⁽⁵⁾しかし、結局在国（いずれの国かは不明）したままで七年という年月を経てしまったらしい。

そこで、大宮家の「跡目」（おそらく、所領および相伝の文書類をいうのであろう）について、惟右が上洛した場合には返還するという請文（誓約書）を提出させよう。壬生朝芳に預け置くことを許可したのが右の女房奉書であった。おそらく、惟右は以後も上洛を果たすことがなかったようで、大宮家の再興についての動きはここに途絶えることになる。結果、明治維新にまで及ぶ、壬生家による官務職の単独相承が確立したのである。

この女房奉書の充所は山科言継になっているが、これは、地下官人の朝芳では天皇の意を奉じた女房奉書の充所になり得ず、この件について朝芳の意を正親町天皇に取り次いだのであろう言継に伝達を命じる形式をとったことによる。実質を問題にするならば、朝芳に充てられたものであることは言うまでもない。このように、形式上の充所が壬生家の者になっていないことが、さきに壬生家に伝存した女房奉書と言い、壬生家に充てられた女房奉書と記さなかった所以である。

二 後土御門天皇女房奉書と『晴富宿禰記』

『仰書』二の冒頭に貼り継がれている散らし書きの文明十年（二四七八）十一月二十九日後土御門天皇女房奉書も、同天皇の随一の近臣である白川忠富⁽⁶⁾（のちの忠富王）を形式上の充所としているが、実質的には壬生晴富に充てられたもので

ある。

〔^(端裏銘)仰 文明十一年廿九

宮の御かたより、はれとみのしゆくねきうみんの御百しゆしよち候よし、きこしめし候^(返シ書)ほとに、おほせいたされ候所に、まいらせ入候^(上)、さそひさうにて候つらんとをしはかりおほしめし候て、しんへうにおほしめし候、よく御^(第二紙)ひさう候はんするよし、よく御心え候て、おほせられ候へく候よし、申とて候、かしく、

〔^(切封ウハ書)みん部卿とのへ

これについても、理解の便宜をはかるため、漢字仮名交じりに書き改めたものを提示し、そのうえで逐語訳を施すことにしよう。

宮の御方より、晴富宿禰^(壬生)旧院の御百首所持候由、聞こし召し候程に、仰せ出され候ところに、参らせ入り候、さぞ秘藏にて候つらんと推し量り思し召し候て、神妙に思し召し候、よく御秘藏候はんする由、よくよく御心得候て、仰せられ候べく候由、申とて候、かしく、

〔^(白川忠富)民部卿殿へ

勝仁親王から、晴富宿禰が旧院の百首和歌を所持していることを、（天皇が）お聞きになられたので、（進上するようにと）ご命じなされたところ、進納がなされました。さぞかし秘藏していたことだろうとご推察なされて、神妙なことだとお思ひになっています。大切にご秘藏するつもりであることを、（あなた忠富が）きちんとご理解なさって、（晴富に）お伝えなされますようにこのことを、伝えよとのことでした。かしく。民部卿殿へ。以上である。

内容を一言でまとめれば、後土御門天皇が、前官務壬生晴富に対して、後花園院自筆の百首和歌を進上したことを褒称したもの、ということになる。この件については、晴富の日記『晴富宿禰記』（凶書寮叢刊）に以下のように見えている。

文明十年十一月廿二日、辰、庚晴、自禁裏被借召之間、内裏儀式三卷進上之、付(日応)妙蓮寺了、但直可進之由被申候間、付(忠富王)戸部了、禁裏若宮被仰云、(後花園法皇)旧院御百首所持之由被聞食、已内々被御覽了、令進者可悅思召、又何事ニテモ可申入之旨被仰之、(壬生、晴富息、官務)雅久不及覺悟、若晴富所持仕候哉、可相尋之由令言上云々、予所持之、先日自妙蓮寺御伝借伏見殿之間、定内々宮御方被御覽歟、今日以状御百首事宸筆晴富所持候、可進上之由、付民部卿忠富卿申入了、御悦喜之由被仰之、

廿四日、壬、略○中自妙蓮寺晚旧院宸筆御百首被返之、自伏見殿返賜云々、廿六日、甲、略雨自曉降、又止、又降、略○中又旧院撰歌御百首宸翰御本、禁裏宮御方御所望之間、今日同進上之、以状付民部卿忠富卿、

十二月一日、子、略雨降、略○中旧院御百首宸筆御本、禁裏宮御方御所望之間進上之、是者今度撰歌御百首也、和歌所文書悉散在、諸家応製百首同在市郷、此御百首、依家之冥加予感得之、今進上之、有叡感、以民部卿忠富卿進上之、(被仰出之)戸部送女房奉書、繼廿六日之所、略○下

念のため、これらの記事についても逐語訳を施しておく。

十一月二十二日、禁裏から借用の命があったので、内裏式三巻をお送りした。妙蓮寺日応に渡したが、直接持つて行った方がよいと仰るので、忠富を通じて進上した。すると、皇儲勝仁親王（のちの後柏原天皇）から（壬生雅久に対して）「旧院の百首和歌を所持していることを聞いた。もう内々には見た。進上してもらえれば嬉しい。さすれば、何でも（天皇に）取り次ぐ。」との仰せがあった。雅久は知らなかったのです。「あるいは（父の）晴富が所持しているのでしょうか。確認してみます。」と返答したという。予（晴富）が所持しているもので、過日、日応から伏見宮邦高親王に又貸しがなされ、それで内々に勝仁親王もご覧になったのだらう。今日書状で「百首和歌は晴富が所持しております。進上するつもりで

す。」ということ、忠富を通じて申し入れた。お喜びだとの仰せがあった。二十四日、日応から夕方に旧院御自筆の百首和歌を返してもらった。伏見宮からお返しいただいたとのことだ。

二十六日、旧院の撰歌百首の御自筆本を勝仁親王がお望みになったので、今日一緒に進上した。書状を副えて忠富に送った。

十二月一日、旧院の百首和歌の御自筆本を勝仁親王のお望みにより進上した。これは今度の撰歌のための百首和歌であった。和歌所の撰歌資料がすべて散佚し、各人の応製百首も市中に回収した。この百首和歌は、朝家の記録を担当する家としてのご加護があったため予が入手することができた。ここに及んで進上したところ、天皇もお喜びであった。忠富を通じてご下命があつて進上したので、忠富から女房奉書が送られてきた。二十六日の日記に貼り継いだ。

逐語訳は以上である。

「今度撰歌」とは、応仁・文明の乱で中絶して幻に終わった二十二番目の勅撰和歌集撰集の企画（いわゆる寛正勅撰）のことである。(8)撰歌の資料として文正元年（一四六六）に諸人が詠んだ百首和歌は、乱前、和歌所とされた撰者飛鳥井雅親の邸第に収められてあった。それが、乱の勃発直後に同邸が兵火に罹った際、一部が持ち出されたく、(9)後年巷間に出廻ることとなり、晴富がたまたま後花園院自筆の百首和歌を入手したというわけである。

晴富からこれを借用した妙蓮寺日応僧正（庭田重有の子、『看聞日記』では法華堂に入った亀丸として見える）が伏見宮邦高親王（貞常親王の子、後土御門天皇の従兄弟）に又貸しし、そこから勝仁親王の目にとまったらしい。そのため、白川忠富が、壬生家に勝仁親王の希望を伝え、ついで献上を取り次ぎ、「叡感」を伝える女房奉書を届けることになったのである。ここで晴富が受け取った女房奉書こそ、『仰書』二所収の後土御門天皇女房奉書であったことは明白だといえる。

そのうえで注目しておきたいのが、十二月一日条に「戸部送女房奉書、継廿六日之所、」と見えることである。忠富から女房奉書を受け取った晴富は、これを日記の十一月二十六日条に貼り継いだというのだ。もちろん、『仰書』二所収の後土御門天皇女房奉書がそれなのだから、現在の『晴富宿禰記』には貼り継がれておらず、図書寮叢刊も「継廿六日之所、」の右傍に「今コノ女房奉書見エズ」という傍註を加えている。そして、原本を見ると、紙背文書の続き具合および料紙の横幅から判断して、二十六日条と二十七日条とのあいだには、一旦截断され、しかるのちに貼り継がれた痕跡を確かめることができる。⁽¹⁰⁾

この箇所に限らず、晴富自身の記述によるならば、『晴富宿禰記』のなかには本来多数の文書の貼り継がれたことが知られるのに、現状では見えない場合が少なくない。⁽¹¹⁾しかしながら、この女房奉書が女房奉書をまとめた卷子のなかに収められていることから類推するならば、江戸時代の壬生家における文書記録の整理のなかで、日記に貼り継がれていた文書の多くが日記から剥離されて、別のかたちで保管されるに至ったものと考えられる。

したがって、壬生家旧蔵の文書を博捜することで、晴富によって同人の日記の構成要素と位置づけられていた文書を見出すことのできる可能性がまだ残されているように思われる。つまり、『晴富宿禰記』の断簡のごときものが、一見すると日記とはまったく無縁な文書として残されているかも知れないということである。

逆に文書に即していうならば、文書として作成されたものが日記の一部に組み込まれ、伝来の過程で日記と無関係の文書に戻るといふ変転を経る場合があったということになる。⁽¹²⁾文書と日記との境界は必ずしも絶対的なものではないわけである。本稿で見てきた事例は、文書を貼り継いだ卷子のなかに残る一通の文書が、実は日記の逸文であった、というものであった。すなわち、日記に貼り

継がれた文書とは、文書と日記との狭間で揺れ動く存在であったといえるのではなからうか。⁽¹³⁾

〔註〕

(1) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳(以下、史料写真帳のように略す)『壬生文書』四二による。なお、『図書寮典籍解題』歴史篇(養徳社、一九五〇年)一五〇頁に記載があり、『図書寮叢刊 壬生家文書』六にも、一六二三号〜一六三〇号として収められている。

(2) 東山御文庫所蔵『地下文書』所収大永七年九月十二日壬生于恒・大宮伊治連署契状(勅封二二一六―五六、史料写真帳『東山御文庫所蔵史料』勅封二二一六―五四―七一による)。飯倉晴武「大永七年壬生・大宮両家和睦状の成立と大宮家の没落」(同『日本中世の政治と史料』(吉川弘文館、二〇〇三年)所収、初出は一九九一年)も参照。

(3) 『歴名士代』によれば、大宮伊治が歿した翌年、天文二十一年の七月九日、伊治の子国雄が八歳で叙爵しているの、「後嗣なく」という表現は正確さを欠くかも知れない。ただし、伊治の享年は五十六だったので、実子である可能性がないわけではないが、歿後に急遽擁せられた猶子であった可能性の方が高いだろう。さらに、その後は所見がなく、早世してしまったものと考えられる。

(4) 東山御文庫所蔵『地下文書』所収永禄二年十一月廿日日野柳原家(柳原資定)雑掌充室町幕府奉行人連署奉書案(勅封二二一六―九四「官務職相論文書案」の二通目、史料写真帳『東山御文庫所蔵史料』勅封二二一六―八三―九七による)、(永禄九年九月六日壬生朝芳申状(勅封二二一六―一〇四、同前勅封二二一六―九八―一一五による)、永禄十一年二月十四日局務(中原師廉)充「き」消息(『仰書』二所収、『壬生家文書』一六二八号)。また、以下に示す東山御文庫所蔵『官位文書』所収柳原資定仮名消息(折紙)(勅封二二一四―一六、史料写真帳『東山御文庫所蔵史料』勅封二二一四―一〜一六による)は、六位史の補任に関わるものであるが、一連の動向のうちとして捉えることもできるだろう。

〔附〕小槻定昭右少史小折紙

〔公妻〕(次) (詠)

くえん御月なみのうたえいしんいたし候、又をつきのさたてる右少史を申候お

りかみまいり候、このよし御心え候て御ひろう候へく候、かしく、

○見返し、正親町天皇の筆まかか。申 右少史

小槻定昭

永禄七八廿七日、勅許、

料紙の右端に欠損が認められ、見返し奥にあった差出および充所が失われているものと思われる。一次利用の仮名消息は、筆跡から柳原資定の手になることが知られる。見返しに記されてある折紙申文案は、この消息に添えられていた「小折紙」を正親町天皇自身が書写し、勅許の日付を加えたものだと考えられる。すなわち、この一紙は、永禄七年に資定が六位史の任官を執奏し、勅許がなされたことを示す史料として捉えることができるのである。

(5) 『歴名士代』

(6) 明石治郎「後土御門天皇期における伝奏・近臣」(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』[吉川弘文館、一九九四年]所収)、末柄豊「宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』第一冊、第二冊―附、宮内庁書陵部所蔵壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊―」(科学研究費補助金研究成果報告書『室町・戦国期の符案に関する基礎的研究』[研究代表者末柄豊、二〇〇六年]所収)を参照。

(7) この書状の第二紙の土代が『晴富宿禰記』の紙背文書(十一月二十三日至二十五日裏)として残っており、『図書寮叢刊』においても十一月二十二日条の末尾に収載されている。

(8) 幻に終わった二十二番目の勅撰和歌集については、岩橋小弥太「第二十二代の勅撰和歌集」(『中央史壇』一一二巻一〇号、一九二六年)、井上宗雄『中世歌壇史の研究室町前期(改訂新版)』(風間書房、一九八四年)を参照。

(9) 飛鳥井雅親邸が和歌所とされたことは、『蔭涼軒日録』寛正六年(一四六五)八月二十八日条を、同邸が兵火に類焼したことは、『後法興院関白記』応仁元年(一四六七)六月十一日条、『大乘院寺社雑事記』同月十二日条を、撰歌資料として借り出された仙洞本『諸家系図』二巻(全七巻のうち)が同邸において焼失したことは、『親長卿記』文明三年二月二十五日条を、それぞれに参照。

(10) 史料写真帳『晴富宿禰記』二による。

(11) 該当する日条およびそこに貼り継がれていたと考えられる文書名について、一部をあげておく。文明十年十一月三日条(結城政藤書状)、同十一年二月十六日条(二条持通書状)、七月十一日条(湛碧庵惟久聖松書状)、延徳四年(一四九二)五月九日条(吉田兼俱書状)、明応二年(一四九三)五月二日条(足利義材随従奉公衆等交名)、同月十六日条(波々伯部盛郷書状)、六月二十四日条(中原師富書状)、同四年二月十

六日条(清元定書状)、七月二十日条(吉田兼俱書状)。

(12) 日記に貼り継がれた文書が取り出されて別に伝存したことの知られる事例としては、『実隆公記』延徳元年九月九日条に貼り継がれていた飛鳥井雅親(法名栄雅)書状の場合や、洞院本『天皇御元服定部類記』(陽明文庫所蔵新写本[史料写真帳『陽明文庫所蔵記録』六による]を参照)に貼り継がれていた(延慶二年[一三〇九]十月十日中院通重書状[京都大学総合博物館所蔵]狩野亨吉氏蒐集文書[一二六号[史料写真帳]狩野亨吉氏蒐集文書]六による)の場合があげられる。前者は、永正十七年(一五二〇)九月十四日、江戸蓮阿(もと真純)の希望によって記主三条西実隆自身によって切り出されている。『大日本史料』第八編之四十、三七六―三七八頁を参照。後者は、慶長十五年(一六一〇)中院通勝(素然)によって抜き取られたものである。末柄豊「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から―」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』一輯[思文閣出版、二〇〇三年]所収、初出は二〇〇一年)を参照。

また、参照すべき事例として、後年に日記から紙背文書が取り出されて別に伝存した場合があり、末柄豊「宗祇書状の伝来に関する一考察―蒐集文書と紙背文書―」(『室町時代研究』一〇号、二〇〇二年)では、『北野社家引付』について検討した。なお、そこで取り扱った史料影写本『竹内文平氏所蔵文書』三所収長享三年(一四八九)卯月二十六日松梅院禅要脚送進状土代の二次利用面の記録断簡については、その後、佐々木創「中世北野社松梅院史の「空白」―松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて―」(『武蔵大学人文学会雑誌』三九巻二号、二〇〇七年)補注において、『北野社家引付』延徳元年十月二十三日条の一部であったことが指摘されている。

(13) 日記に貼り継がれた文書については、末柄豊『実隆公記』と文書(五味文彦編『日記に中世を読む』[吉川弘文館、一九九八年]所収)において論じたことがある。